

令和2年度公共事業再評価諮問箇所一覧表

河川砂防課

令和2年度公共事業再評価諮問箇所一覧表

No.	事業名	事業箇所 (地区名)	事業年度 (上段:前回) (下段:今回)	進捗率 (上段:前回) (下段:今回)	対応方針
1	河川整備交付金事業 (総合流域防災事業)	立川	— H22~R7	— 57%	継続
2	河川整備交付金事業 (広域河川改修事業)	玉島川	S55~R2 S55~R7	90% 90%	継続
3	河川整備交付金事業 (広域河川改修事業)	横田川	H5 ~R5 H28~R7	82% 91%	継続
4	河川整備交付金事業 (総合流域防災事業)	晴気川	H15~R4 H15~R17	— 35%	継続

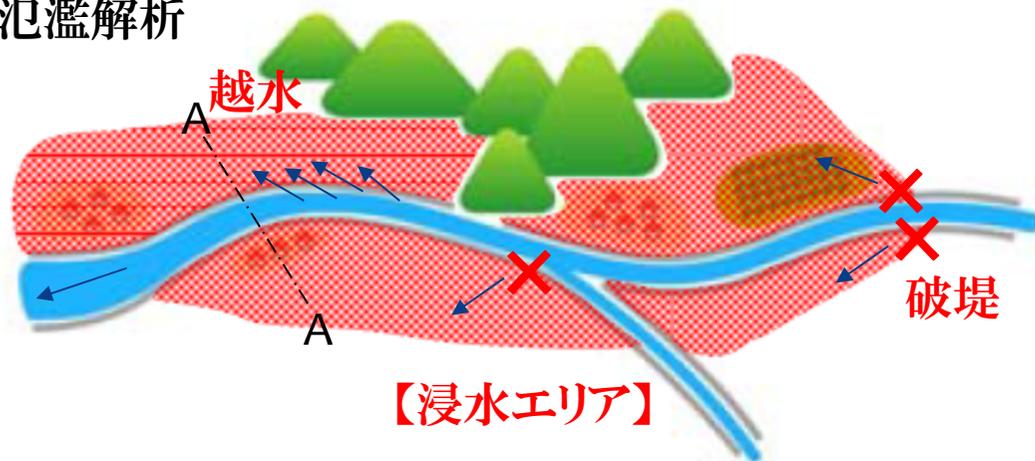
河川改修事業のB/Cの考え方

総便益B：治水施設整備によってもたらされる総便益額(被害軽減額)

- 一般資産被害(家屋、家庭用品、事業所資産、農漁家資産)
- 農作物被害(水稲、畑作物)
- 公共土木施設等災害被害(道路、橋梁、農地等)
- 間接被害(事業所の営業停止被害、応急対策被害等)
- 残存価値

総費用C：治水施設の整備及び維持管理に要する費用
建設費、維持管理費(※事業完了後50年間)

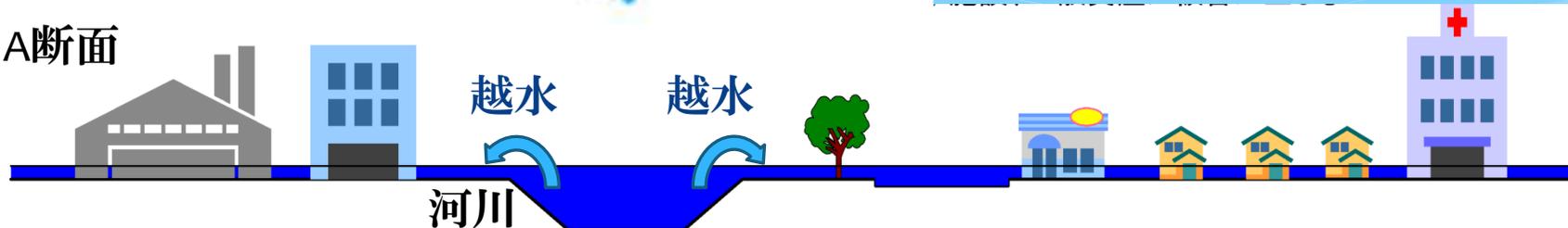
氾濫解析



～Bの算出～

- ①河川改修を行わなかった場合に起こり得る浸水被害を氾濫解析にて再現する。
- ②氾濫解析により得られた、浸水区域における被害額を算出する。
- ③上記の被害額については、河川改修により軽減されるものなので、これを便益(B)とする。

A-A断面



治水経済調査マニュアル(案)の改訂

令和2年4月に治水経済調査マニュアル(案)が改訂。
前回改定は平成17年4月

マニュアル改訂のポイント

- ①近年の水害データをもとに被害率等を更新
- ②近年の水害被害実態に基づくより確からしい算定方法への見直し
(公共土木施設等被害の内、農地・農業用施設等被害の算定方法を変更)
- ③新たな便益項目の追加(水害廃棄物の処理費用)
- ④これまでの事業評価の実績等に基づく捕捉
(氾濫計算のメッシュサイズ、デフレータ、消費税の取り扱い、巻末様式など。。。)
- ⑤その他、用語・出典の陳腐化や誤字・脱字等の軽微な修正